

( 資 料 3 )

海岸部漂着油の除去に関する標準的指針

福井県地域防災計画  
(石油類大量流出災害対策編)  
H11.3.9 福井県防災会議

この指針は、現在各関係機関が実施している作業について標準的な除去対象範囲や目安等を示したものであり、各地域において、それぞれ其自然条件や海岸部の状況等を考慮し、現場状況に応じた判断を弾力的に行うことが必要である。  
なお、漂着油の除去にあたっては、第一に作業者の安全を確保することが必要である。

海岸の種類	除去対象範囲		当面の除去作業の目安	中・長期的指針
	陸域すべて	深さ		
(1) 自然景観地域	岩石海岸	表面	漂着油(ボール状の油・層状の油・ペースト状付着油等をいう。以下同じ。)が目立たない程度まで除去した後、自然の分解に任せ、人が近づけない岩場では無理な作業をせず、自然の分解に任せる。	定期的な監視を行い、自然の分解や波による洗浄効果を把握するとともに、必要に応じ、付着油を除去する。
	礫質海岸	表面	漂着油が目立たない程度まで除去した後、石に付着した油は自然の分解に任せる。	定期的な監視を行い、自然の分解や波による洗浄効果を把握するとともに、必要に応じ、付着油を除去する。
	砂質海岸	表面	漂着油が目立たない程度まで除去する。	定期的な監視を行い、必要に応じ、漂着油を除去する。
(2) 海水浴場	陸域すべて	実態に応じた深さ(※1)	手足に漂着油が付着しない程度まで除去する。なお、新たな漂着油は速やかに除去する。	定期的な監視を行い、漂着油が砂浜・海面等に影響を及ぼさないよう必要に応じ除去する。なお、砂の中に混入した漂着油は、攪拌しないよう留意する必要がある。
(3) 磯根漁場	湖上帯 湖間帯	実態に応じた深さ(※2)	漁業に与える影響を軽減するため、漂着油が認められない程度まで除去する。	自然の分解や波による洗浄効果を把握するため、油膜の有無を含めて定期的な調査や監視を行い、漁業に影響がない程度まで、漂着油を除去する。
(4) 港湾・漁港・海岸保全施設 関係海岸	人工構造物 (防波堤、護岸、岸壁等)	表面	当該施設および近隣の施設等の利用に支障をきたす恐れがある箇所については、必要に応じて除去する。 なお、沖合の海上構造物については、再漂流などの支障がない場合は、そのままにしておく。	定期的な監視を行い、自然の分解や波による洗浄効果を把握するとともに、必要に応じ、付着油を除去する。
(5) その他の海岸	(1)～(4)以外の海岸	表面	海岸の状況を見て判断する。 人が近づけない海岸や岩場は無理な作業をせず、自然の分解に任せる。	自然の分解に任せる。

※1：試験等により油の浸入の深さを確認して判断することも必要である。

※2：湖間帯については、干潮時の水面下50cmの深さを目安とするが、現地の状況により判断する必要がある。